



表紙 重文 紙本著色鸚哥図
 (小西家伝来鳥獸写生図のうち)
 尾形光琳筆
 解説は20ページ
 題字デザイン・桑山弥三郎
 カット・林美紀子

もくじ

ボリヴィアの音楽青年たち……………大町陽一郎 4
 祭礼の保存と地域文化……………米山俊直 6
 歴史的町並みの保存に学ぶもの
 ——京都の場合(上)——……………大西国太郎 9
 著作権使用料の二重課税回避のための
 多数国間条約に関する国家間会議に出席して
 ……………木村 豊 12

文化庁ニュース

松前藩の運上家——
 旧下ヨイチ運上家の保存修理終わる……………14
 昭和54年度地方文化施設職員
 研修会の開催について……………14
 京都国立博物館文化財保存修理所完成……………15
 「フラゴナール展」……………16
 芸術文化指導者の派遣について……………17
 <新設法人紹介>
 財団法人ポーラ伝統文化振興財団……………17
 財団法人海音寺潮五郎記念館……………18

民俗歳時記シリーズ 3月

社日……………山内恵美子 19

著作権シリーズ(10)

著作隣接権制度……………21

文化庁月報昭和54年度総目次……………23

文化庁日誌……………27

美術館・博物館・文化施設めぐり④

道民の労苦と英知と努力をテーマに
 ——北海道開拓記念館——……………30

国立劇場ニュース……………31

祭礼の保存と地域文化



米山俊直

(京都大学教養部助教授)



柳田国男の「日本の祭」は、昭和十六年に當時の東京帝国大学がおこなった教養特別講座でべられた講義の内容という。自身が高級官僚の経歴をもち、のちに民俗学研究の先達へと転身した柳田翁のことだから、この機会に将来の日本を動かすエリートになるはずの後輩にむかつて、本当に言いたいことを言おうとしたらしい。その気概が文中にうかがえ、他の書物にない一種の雰囲気を作っている。数多い柳田翁の著作のなかでも、「先祖の話」とともに柳田民俗学の双璧をなしていると思う。「先祖の話」は、若くして戦争で逝った人たちの魂のゆくえに思いをはせて、戦争末期に書かれたことはよく知られている。日本文化の帰趨を思い、ことに文化にかかわる行政を構想し担当する人たちにあって、これらはかならず参看すべき基礎文献といつてよいだろう。

保障された国であるから、国家や地方自治体が神道、仏教、その他の宗教の一派に偏したかたちの祭礼の保存に関与することは、憲法違反の疑いをまねきかねない。建築にあたっての地鎮祭は、建設業者にとっては欠かすことのできない習俗であろうが、それを地方自治体などの行政がおこなうことには、実際には強い反発がある。靖國神社の祭祀に国家が関わることをめぐって、その促進の動きと猛烈な反対のあることは周知の事実であるが、それもひとつの事例といつてよいだろう。

したがって、文化行政が対象とできる祭り、祭礼のような行事の保護・育成ないし保存には、おのずから限界があることは、いわば当然といつてよい。さきほどの分類をもとにしていえば、まず(一)の私の祭りに分類されるような神事・行事には、行政が直接関わりをもつことはできない。唯一の例外としては、人出や雑踏の警備に警察官が当たることであるが、これが行政の参入の限界ということになるだろう。

むしろ、「私の祭り」には個人のプライバシーと同様の独自性が尊重されるべきであつて、行政や司法権の介入が制限されているのがより望ましい姿であるといえよう。もちろん公序良俗の維持には、それぞれの対策が必要である。信教の自由を理由に阿片吸飲を許すわけにはゆかない。しかしそれは当面の問題とは別のことがらである。

また、(二)の職能神の祭りとして分類した行事についても、(一)と同様に扱うべきであろう。そ

前おきが長くなったが、この書物のなかで講義の冒頭の気配がうかがえるのは、じつは第二章の出だしの部分である。そこで柳田翁は、祭りと祭礼の区別を明確にする。たとえば家の普請のときにやる地鎮祭は祭りであるが、それには当事者と司祭(神主や僧)がいればよい。それに対して祭礼のほうは、神事に風流の奉納や神輿の渡御行列などが加わり、それを見物する人々があらわれるようになる。端的にいえば、見物人の有無が祭りと祭礼を区別するのである。柳田翁はそして、歴史的には祭りから祭礼への変化があつたことを説く。東大での聴衆が、祭礼(見物人)としてしか参加していないことを前提にして、「日本の祭」について心をこめて話しているのである。

この柳田翁の区分を受けたかたちで、私はかつて祭りや祭礼の分化の経過を念頭にいただいた分類を試みたことがある(伊藤幹治・米山俊直共編『柳田国男の世界』一九七六年・日本放送)

それぞれの職能神には、教団・信徒の組織があり、独自の活動をしている。宗教法人は免税その他の措置がとられており、これも多分に信教の自由に属する部分であるから、文化行政の直接関与の対象ではないだろう。

ただ、起源は職能神に由来する祭礼でも、今日では地域の祭礼になっている場合が少なくない。これらはその由来にかかわらず、(三)の地域の祭礼のなかに含めてよいだろう。

かつては、官幣・国幣の制度があり、また国分寺のような制度があつて、まつり・ことは祭政の未分化のままの状態を意味したことがあつた。その時代には、祭祀は重要な公の行事の一部分だった。しかし、今日では国家体制と宗教ははっきり分離されているから、行政が神道や仏教に直接関わりをもつことは少ない。しかし、地方自治体でいえば、たとえば広島・長崎の原爆記念式典のような一種の宗教性を帯びた行事が恒例化している場合もあるし、国政レベルでも戦没者の慰霊式典や国葬のように、宗教性とまったく無関係でありえない部分もある。首相の伊勢神宮や靖國神社参拝も、イデオロギーによつては宗教的とみるむきもあろう。

しかし、こうしたいわば行政よりも政治に密着した側面の行事は、ここでいう文化行政における「祭礼の保存」とは別のものとみなすことができよう。これはその政治性・宗教性のゆえに、(一)ないし(二)のカテゴリーと同様に、当面の文化行政の扱う祭礼とは別のものとみなしておくとよい。

出版協会刊・一三七ページ。それをここで要約すると、つぎの四つに大別できる。

- (一) 私の祭り——祖先祭祀、地鎮祭、厄除けの祈禱、病氣平癒、火の用心、などのための祭り。
- (二) 職能神の祭り——豊作・大漁祈願(豊饒儀礼)、商売繁昌、厄丁の神さま、などの祭り。
- (三) 地域の祭礼——農山漁村の共同祭祀、産土神の祭り、村社・郷社など地域社会の祭祀、都市の大規模な祭礼など。
- (四) 公の祭礼——もとの官幣社・国幣社の祭祀、天皇家の神事、国の祝祭的行事、戦没者慰霊祭、原爆被災者法要など。

二

今日、「文化財の保護」ということで、各地の各種の伝統文化の保存に官民の関心が強まり、文化行政のなかでいわゆる重要文化財のような物的な「文化遺産」にはじまり、各種の伝統芸能のような無形文化財まで、しだいに配慮が広がっていることは、たいへん結構なことである。自然環境とおなじように、文化もまた保護・維持管理をおこなうと衰弱し、滅亡してしまう危険にたえずさらされていることは、あらためていうまでもないことだ。それだけにこの傾向は喜ばしい。祖先から継承してきた文化を次の世代へ伝えてゆくことは、現代の私たちにとつて重要な任務であろう。

とはいえ、今日の日本は宗教や信条の自由が

このように考えてくると、結局行政が関与できるのは、(三)の「地域の祭礼」だけ、より厳密に言えば、そのなかの柳田翁のいう「祭り」の部分、すなわち神事、宗教的意味をもつた行事よりも、むしろ風流に類する部分、すなわち祭礼の側面についてだけ関わりあうべきだ、ということができる。(じつは小論は「祭りの保存と地域文化」という仮題のもとに執筆するよう」に求められたのであるが、それをいまの表題のように変えたのは、このような理由があつた。)

三

このように文化行政がその対象とするものをしばつてくると、おのずから課題は明白になる。つまり、いわゆる宗教的な伝統行事のなかで、地域の祭礼こそ、文化行政の対象として、その保存を考えねばならないとすれば、必然的にその対象たる地域の祭礼を支える地域文化についての認識が、不可欠の前提となるのである。

では、その地域文化とは何を指すのであろうか。私たちはここで、明治以来の近代化を推進したひとつの力であつた中央集権的画一化の流れにもかかわらず、いままでも根強く残存してきた地方的伝統に注目しておく必要があると思ふ。それはかならずしも、たとえば福士幸次郎による地方主義文学の運動のように、旗幟鮮明に中央に抵抗したわけではない。あるいはそれより以前の、南方熊楠による神社合祀反対の運動のようなかたちをとっているとはかぎらない。むしろ大部分の「地方」は近代化の大勢に順応し

ながら、しかもそれぞれの地方の方言を豊かに
存続させ、ローカルな生活様式がそれぞれの近
代化をとげながらも、独自性を保持しつづけて
きているという事実にもっと注目してよいと
思う。

昨年の秋、私は機会があつて、広島県北部界
境にある山県郡芸北町を訪ね、そこで小学校の
グラウンドの完成を祝う運動会にぶつかり、十
八年ぶりで復活したという伝統的な田楽——田
植ばやしとその踊りを見た。田植ばやしには内
田るり子女史の大きい研究業績があるが、まさ
に中国地方の、ことに安芸の国の文化——芸能



広島県山県郡芸北町の田楽

の伝統であり、神事からはなれた風流として統
ているのである。過疎化の危機を経験した集
落であつたが、優雅な群舞はうつくしいのびや
かな田植ばやしのメロディとともにここにはは
つきり残っていた。残って生きていた、という
ほうが、より正確だと思ふ。それは東北にみら
れる剣舞の伝統とも、また九州の祇園太鼓の伝
統とも、もちろん異なる示唆的特性をそなえ
ていたように思う。

この地方にはまた、例の神楽の伝統が残存し
ていて、それぞれの集落には神楽団があり、そ
れが老若の人間関係をむすぶ場ともなつていた。
こうした地方の伝統芸能は、地方文化を伝え
るきわめて太い基軸となつていことは否定で
きない。それは、たまたま東京などの大都会へ
招かれる機会があつたとか、テレビへ一夜出演
することになつたとか、あるいはわが集落の小
学校のグラウンド完成の祝賀会にやることにな
つた、ということでもいい、何らかの刺激によ
つて息をふきかえし、次代へ伝えられてゆく
のである。

四

私は幸運にも京都の祇園祭を三年間、大阪の
天神祭を三年間、学生たちと共に調査する機会
を得た（米山俊直著『祇園祭』一九七四年、
同著『天神祭』一九七九年、いずれも中公新
書、参照）。いずれも百万の群衆を集める巨大
な祭礼であり、それなりの伝統的芸能、風流の
伝承を備えている。多くの風流が京・大坂という

上方の都市から地方へ伝播したという歴史的事
実をふまえるならば、この二つの巨大な都市祭
礼は、当面の問題にも多くの示唆を与えてくれ
る。なかでも私が調査の過程でもっとも強く印
象にのこつたのだと思ふのは、これら二つの祭
礼が、古式ゆかしく伝統を保存しているという
一面とともに、たえず新しい工夫をつけ加え、
新しい趣向をこらすことに努力している、とい
う事実である。

祇園祭の場合、たしかにその祭礼の結構は伝
統にのつとつているが、山鉦町では新しい山車
の飾りのタペストリーを求めて、人をヨーロッパ
に派しているし、年々かならず新しい刊行物
——それも手軽なパンフレットのたぐいでなく、
立派な写真集であり、研究書である——が出版
されている。それが、山鉦連合会という組織の
手で推進されているのである。

天神祭の場合にも、戦災、大阪の地盤沈下、
人口のドーナツ化などの悪条件のなかで、やは
り年々歳々の風流革新の工夫がうかがえるのは、
まったくおなじことである。

地域文化はともすれば中央から流れてくる文
物におされて、自己卑下をしかねないところか
ある。これは文化・伝統を固定的に考え、なにも
かも古風のまま、むかしながらにやるのが最
上と思いがちなところにまちがいがあるらしい。
時代のなかでたえず革新し、生きいきと適応し
てゆくことこそ、地域文化を育て、地域の祭礼
をさかんにする方途であらう。

編集後記

○本号では「祭礼の保存と地域文化」歴史的地域の保存に学ぶもの」と、共に比較的最近において保存に力が注がれ関心を集めている事柄を論じてもらっている。いずれも地域での特色ある文化振興を図っていくとする際の核となるものだが、地域住民のコンセンサスや支えがきめ手となるものだろう。

○各地の特色ある文化施設を親しみやすく紹介してきた「美術館・博物館・文化施設めぐり」は、これからは単に施設だけでなく、特色ある地域の文化活動事例を幅広く紹介する必要があると考えられるので、シリーズとしては今回を最終としたい。清原さん御苦勞様でした。

○なお次号から編集担当を小原次郎氏に引き継ぎます。約一年半にわたる御支援に感謝し、本誌の新たな発展を期待します。(廣田史郎)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課
TEL(03)3268-2241(代表)

「文化庁月報」三月号

(通巻第一三八号)
昭和55年3月25日印刷・発行

編集文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所

株式会社 きょうせい

本社〒100東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所〒100東京都新宿区西五軒町52番地

電話(03)268-2241(代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 株式会社印刷所

定価 一五〇円(送料二九円)
年間購読料 一、八〇〇円